

2-2 雨水流出抑制施設の構造

① 貯留施設の構造

(1) 構造一般

- ・ 貯留施設の構造は、必要貯留量を安全、確実に貯留できるものとします。
- ・ 貯留された雨水は許容放流量以下で放流します。
- ・ 貯留施設は汚水が流入しない構造とします。
- ・ 貯留施設の集水範囲は、雨水流出増加行為をする土地の範囲を基本とし、対象区域外からの雨水が流入しないよう計画する必要があります。
- ・ 超過洪水の越水に対して、安全面に十分配慮する必要があります。
- ・ 降雨後の排水を速やかにするために、貯留施設の底面に勾配を設けるなどの対策が必要です。
- ・ 貯留施設を複数に分ける場合、集水面積に応じた必要対策量を満たす必要があります。

(2) 盛土行為に対する必要対策量の雨水の流入について

盛土行為に対する必要対策量を有する貯留施設は、盛土行為を行う区域外の湛水が流入する構造とします。

- ・ 貯留施設の計画高水位 (H.W.L) は隣接地の想定湛水位以下とします。
- ・ 湛水が流入する樋管等の管底高を隣接地の湛水位以下とします。

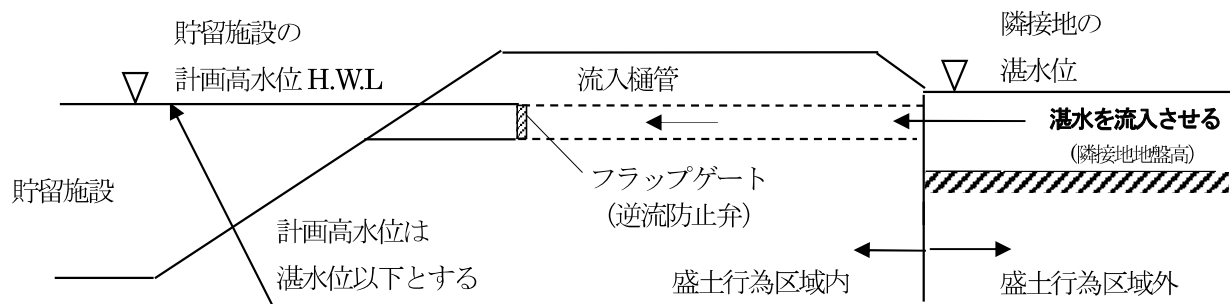


図-2-7 区域外湛水の流入

その他の構造については「増補流域貯留施設等技術指針(案)」(社団法人 日本河川協会)、「防災調節池等技術基準(案)」(社団法人 日本河川協会)等を参考にしてください。